

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により、建築士が地震に対する安全性を診断すること。

(2) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修

(3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修

(4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修

(5) 一般診断法表等 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるもの

(6) 旧基準木造住宅 次に該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅

ア 一戸建てのもの

イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの

ウ 階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、魚津市内に存する住宅の所有者が行う木造住宅耐震改修に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費は、次の各号のいずれかに要する費用とする。

(1) 第2号から第5号までの木造住宅耐震改修のための計画策定

- (2) 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修
- (3) 部分耐震改修
- (4) 段階的耐震改修
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた耐震改修
(補助金の交付額等)

第5条 木造住宅耐震改修のための計画策定1件当たりの補助金の額は、計画策定に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の2とし、20万円を超えない額とする。

2 木造住宅耐震改修一戸当たりの補助金の額は、耐震改修、部分耐震改修又は段階的耐震改修に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の5分の4とし、120万円を超えない額とする。また、段階的耐震改修を終えた後に耐震改修を実施する場合においては、すでに交付を受けた補助金の額を差し引くものとする。

3 前2項の規定に基づき算定した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、前条による改修工事を行う場合、補助金の額から利子補給制度にて支給された額を減ずるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修工事に係る契約を締結する前に、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 魚津市木造住宅耐震改修支援事業事業計画書（様式第2号）
- (2) 魚津市木造住宅耐震改修支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 改修工事前の一般診断法表等
- (4) 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- (5) 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書
- (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (7) 診断者の建築士免許証の写し

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交

付) 決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市木造住宅耐震改修支援事業業績書(様式第6号)

(2) 魚津市木造住宅耐震改修支援事業収支精算書(様式第7号)

(3) 改修工事後の一般診断法表等(申請書と同じ場合は不要。)

(4) 工事請負契約書の写し

(5) 木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に要した費用の支払いが確認できる書面の写し

(6) 補強部位の写真

(7) 診断者の建築士免許証の写し(申請書と同じ場合は不要)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者(以下「補助事業者」という。)に魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金額の確定通知書(様式第8号)により、額の確定通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の額の確定通知を受けた者は、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書(様式第9号。以下「請求書」という。)を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助金の受領について、木造住宅耐震改修工事業者に委任する方法(次項において「代理受領」という。)により行うことができる。

3 補助事業者は、前項の規定により代理受領を行おうとするときは、請求書に魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金の代理受領に係る委任状(様式第10条)を添付しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則(平成17年7月11日魚津市告示第90号)

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年5月14日魚津市告示第64号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日魚津市告示第87号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日魚津市告示第35号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日魚津市告示第33号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日魚津市告示第18号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日魚津市告示第21号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日魚津市告示第45号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日魚津市告示第53号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日魚津市告示第98号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を実施したいので、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 改修工事前の一般診断法表等
- 4 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書
- 6 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- 7 診断者の建築士免許証の写し

様式第2号（第6条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業計画書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	階 数	・ 1 階建て ・ 2 階建て
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改修工事後の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改修の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修 ・ 部分耐震改修 ・ 段階的耐震改修
工事予定期間		年 月から 年 月まで

様式第3号（第6条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支予算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計画策定費	
木造住宅 耐震改修工事費	
計	

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）

交付決定額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

2 交付条件

- （1） 魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱、魚津市補助金等交付規則、その他関係法令を遵守し、事業を実施すること。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （5） この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金の交付目的に反して使用してはならない。

（2 交付しない理由）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書（様式第6号）
- 2 収支精算書（様式第7号）
- 3 改修工事後の一般診断法表等（申請書と同じ場合は不要）
- 4 工事請負契約書の写し
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に要した費用の支払いが確認できる書面の写し
- 6 補強部位の写真
- 7 診断者の建築士免許証の写し（申請者と同じ場合は不要）

様式第6号（第8条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業成績書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	階 数	・ 1 階建て ・ 2 階建て
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事後の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改修の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修 ・ 部分耐震改修 ・ 段階的耐震改修
工 事 期 間		年 月から 年 月まで

様式第7号（第8条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支精算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計画策定費	
木造住宅 耐震改修工事費	
計	

様式第 8 号 (第 9 条関係)
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金額の確定通
知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した
年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金については、魚津市木造住宅耐震改
修支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、交付額を金
円に確定する。

年 月 日

魚津市長

様式第9号（第10条関係）

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知の
あった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金として

年 月 日

魚津市長 宛

請求者 住所
氏名

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号						

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

様式第10号（第10条関係）

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住所
氏名

私は、下記の建築物の魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第10条に規定する請求した補助金の受領を

法人名
代表者氏名
所在地

に委任します。

記

1 建築物の所在地 魚津市

2 受領を委任する補助金請求額 金 円

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金の代理受領の受任に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法人名
代表者氏名
所在地

私は、上記の建築物の魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第10条に規定する請求した補助金の受領を受任することに同意します。